第六条の二十三を次のように改める。

（法第二十三条第一項第四号の二ロの政令で定める日）

第六条の二十三　法第二十三条第一項第四号の二ロに規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　法第五十三条第一項の規定により申告納付する法人　のうち法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの　当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）

二　法第五十三条第二項の規定により申告納付する法人　法第五十二条第二項第二号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人が当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務を有する場合にあつては、同日）

第六条の二十四を削る。

第六条の二十五の見出し及び同条中「第二十三条第一項第四号の五ホ」を「第二十三条第一項第四号の二ハ」に改め、同条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第八十一条の二十二第一項」、「又は第四項」及び「又は第三号」を削り、同条第二号中「連結法人」を「法人」に改め、同条を第六条の二十四とする。

第七条の四第一項第一号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

第七条の四の三第二項中「第十四条の十第二項」を「第十四条の六第二項」に改める。

第八条の五第一項中「第六条の二十四第一項」を「第六条の二十三第一号」に改め、同条第二項中「第六条の二十四第二項」を「第六条の二十三第二号」に改める。

第八条の六第一項中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削り、「予定申告法人（次項及び第四項」に、「当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日（法第五十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次項第一号及び第六項において同じ。）」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「に六」を「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項及び第三項において「中間期間」という。）の月数」に改め、同条第二項中「適格合併（」を「前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（」に、「予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）であるときは」に改め、「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、」を削り、同項第一号中「（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。）」及び「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「又は各連結事業年度」を削り、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「第九項若しくは」を「第九項又は」に改め、「又は個別帰属法人税額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合」、「又は個別帰属特別控除取戻税額等」及び「又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）」を削り、同項第二号中「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合」を「中間期間」に、「当該事業年度開始の日から六月の期間」を「当該合併法人の中間期間」に改め、「当該確定法人税割額の下に「の計算の基礎となつた法人税額の課税標準」を加え、同条第三項中「予定申告法人」を「合併法人」に、「ときは、その」を「ときは、」に改め、「かかわらず、」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同条第六項中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削り、「当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第七項を削る。

第八条の八の見出し中「第五十三条第二項」を「第五十三条第二項前段」に改め、同条中「第八条の六第七項の規定は法第五十三条第二項」を「第八条の六の規定は、法第五十三条第二項前段」に、「前連結事業年度」を「前事業年度」に改め、「、第八条の六第一項から第六項までの規定は法第五十三条第二項に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、それぞれ」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）	の法人
	法第五十三条第一項に	同項に
第二項	予定申告法人	同項の法人
第四項	当該予定申告法人	第一項の法人

第八条の九及び第八条の十を次のように改める。

第八条の九及び第八条の十　削除

第八条の十一の見出し中「第五十三条第三項」を「第五十三条第二項後段」に改め、同条第一項中「第五十三条第三項」を「第五十三条第二項後段」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「同項に規定する六月経過日の前日まで」に改める。

第八条の十二の見出しを「（法第五十三条第三項の欠損金額の範囲）」に改め、同条第一項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第三項」に、「より当該法人」を「より法第五十三条第三項の法人」に、「（同法）」を「（法人税法）」に改め、「。以下この項及び第八条の二十一において同じ」及び「（当該法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度（第三項及び第八条の十五において「最初連結事業年度」という。）の開始の日後に法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条、第八条の十五及び第八条の十六において「適格合併等」という。）が行われた場合の欠損金額を除く。）及び法人税法第五十七条第六項の規定により欠損金額とみなされたもの」を削り、「同条第四項及び第五項」を「法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項」に改め、同条第二項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第三項」に、「当該法人の同法第二条第三十七号に規定する青色申告書である確定申告書」を「法第五十三条第三項の法人の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当